

6月14日は 特定計量器定期検査

「特定計量器定期検査」とは

どんな高性能な計量器（はかり）でも、精度を無限に維持することはできません。また、その精度が正しいか判断することも難しいです。万が一、不正確な計量器を使って物を売ったり、薬を調合したりすると、どうなるでしょうか。そのような事態が起こらないように検査を行う義務を設け、不良計量器を排除する必要があるため2年に1回、全国の都道府県で行われています。

すべての計量器が対象ではありません

右図の認証が付いている計量器を使って、取引もしくは証明するものだけが対象です。これらの認証がついていない計量器を使って、取引もしくは証明をした場合、罰金が科せられます。



検定証印

基準適合証印

検査対象外の例

- ・製造されて1年以内のもの（製造が2017年、購入が2018年は検査を受けなければならない）
- ・取引証明に使用されないもの（農家のコメの供出用、旅館などの体重測定、家庭で使うはかり）
- ・計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器（車検）

検査に必要な経費

はかりの種類によって検査手数料が変わります。基本的に現金のみの支払ですが、教育機関など現金の支払いが難しい場合は、事前に申し出ください。

【検査日時】 6月14日（金）午前9時30分～11時30分

【検査会場】 藤里町総合開発センター 1階ロビー

【お問い合わせ先】 藤里町商工観光課 ☎79-2115

2019年度

国家公務員

「税務職員採用試験」

（高校卒業程度）のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

【受験資格】

①平成31年4月1日において高校卒業後3年を経過していない者及び令和2年3月までに高校を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

【受験申込受付期間】

6月17日（月）から6月26日（水）まで

【受験申込方法】

受験申込みはインターネット申込みとする。
国家公務員試験採用情報NAVI

【第1次試験日】 9月1日（日）

【お問い合わせ先】

仙台国税局人事第二課試験研修係

☎022（263）1111

（内線3236）

人事院東北事務局

☎022（221）2022